

質問回答書

件名		鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所		鹿児島市鴨池新町10番1号他
No	質問事項	回答
1	入札書に記載する日付は作成日でよいでしょうか。	よろしいです。 ただし、入札参加資格の合格通知を受けた日から、入札書の提出期限までの間の日付を記載ください。
2	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)	仕様書2(1)に記載のとおりです。 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とします。
3	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	電気料金総価内訳書の基本料金、電力使用料金及び調整料金(割引料金等)については、税込みとします。
4	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんででしょうか</p> <p>A: 基本料金＝契約電力 × 単価 × 力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>B: 電力量料金＝使用電力量 × 単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>C: 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)＝使用電力量 × 単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)</p> <p>D: 再エネ賦課金＝使用電力量 × 単価(小数点以下切捨て)</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E: 月額合計＝各月A～D合算(小数点以下切捨て)</p>	<p>A及びBについては、お見込みのとおり。</p> <p>C及びDについては、入札価格の算定にあたっては燃料費等調整単価および電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。 なお、次に掲げるとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県庁舎およびかごしま県民交流センターで使用する電気…仕様書3のとおり ・鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気…仕様書(11)のとおり <p>E: 電気料金総価内訳書に示している電力量は年間使用電力量となるので、月額合計は必要ありません。参考総価比較額については小数点以下切上げとなります。</p>
5	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	参考総価比較額(入札金額)の端数処理については小数点以下切り上げとなります。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
6	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	電子請求の対応は可能です。
7	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	問題ありません。
8	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	承知します。
9	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知します。
10	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	承知します。
11	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	承知します。
12	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	承知します。
13	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	①施設別になります。

質問回答書

件名		鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所		鹿児島市鴨池新町10番1号他
14	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	確定版請求書の掲載を確認した日を契約書(案)第8条第3項のとおり請求を受けた日とします。
15	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますか問題ありませんでしょうか。	承知します。 なお、契約書(案)第14条第1項のとおり燃料調整単価及び市場価格調整単価等については、九州地区の旧一般電気事業者の定めによる標準供給条件並びに選択供給条件によることとなります。
16	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書(案)第7条のとおり協議とします。
17	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	協議制契約の施設において契約電力の変更予定はありません。 なお、契約電力の変更については契約書(案)第5条第2項および第14条第2項のとおり甲乙協議して定めることとします。
18	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますかがございますでしょうか。	契約書(案)第5条第2項のとおり協議とします。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他
19 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例: 契約電力:〇〇kW 最大需要電力実績:2024年1月 〇〇kW	鹿児島県有施設その1 歴史・美術センター黎明館 契約電力: 750kw 最大需要電力実績: 2025年8月 491kw 鹿児島県有施設その2 工業技術センター 契約電力: 542kw 最大需要電力実績: 2025年12月 442kw
20 上記質問にて記載いただいたいる契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	変更の予定はなく、相違ありません。 なお、契約書(案)第5条第2項のとおり契約電力の変更について必要があると認めるときは、甲乙協議して定めることとします。
21 施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	移転予定はありません。
22 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	工事が予定される施設については、仕様書に記載のとおりとします。
23 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	計画のある工事については、承知します。 ただし、急を要する修繕等については、契約書(案)第14条第2項のとおり協議とします。
24 開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	落札者については公告を行うこととしています。 なお、入札参加者が開札結果を電話・メールで問合せされたものについては、回答を予定しています。
25 仕様書2(4)の予定契約電力と内訳書の契約電力が異なります。 どちらで計算したらよろしいでしょうか。	算定にあたっては電気料金総価内訳書に記載の契約電力となります。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他
26 一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。 上記が難しく公表されている最新の燃料費調整額を用いる場合は一般送配電事業者及び旧一般電気事業者の料金改定に合わせて、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	燃料費調整額については契約書(案)第14条1項のとおり九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件並びに選択供給条件によることとなります。 なお、契約書(案)第7条のとおり契約単価の変更については、甲乙協議の上これを改定することができます。
27 1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	鹿児島県庁舎で使用する電気については、2機関からの振込となります。 なお、請求書については、各施設につきに1枚の請求書発行としてください。
28 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	よろしいです。 ただし、入札参加資格確認申請書については入札参加資格の確認に関する事項の受付期間の日付、入札書については入札参加資格の合格通知を受けた日から、入札書の提出期限までの間の日付を記載ください。
29 自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約を締結している施設はありません。
30 【契約電力500kW以上の施設について】現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	契約電力の変更については、契約書(案)第5条第2項のとおり協議させて頂き、必要に応じて根拠を提出します。

質問回答書

件名		鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所		鹿児島市鴨池新町10番1号他
31	【契約電力500kW以上の施設について】 現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	鹿児島県有施設その1 歴史・美術センター黎明館 契約電力: 750kw 最大需要電力実績: 2025年8月 491kw 鹿児島県有施設その2 工業技術センター 契約電力: 542kw 最大需要電力実績: 2025年12月 442kw なお、超過是正の予定はありません。
32	【契約電力500kW以上の施設について】 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	契約書(案)第5条第2項および第14条第2項のとおり協議とします。
33	【契約電力500kW以上の施設について】 供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約書(案)第5条第2項および第14条第2項のとおり協議とします。
34	【契約電力500kW未満の施設について】 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	改修工事の有無については、仕様書に記載のとおりです。 協議制となった場合、契約書(案)第5条第2項および第14条第2項のとおり協議とします。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他
35	「鹿児島地域振興局本庁舎」のみ予備電源有り、他施設は予備電源・予備線共に無しでお間違いかりませんか。
36	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では支払義務発生日(計量日)の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。
37	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。
38	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。
39	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があつても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。
40	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
41	<p>請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価 × 契約電力) + 力率割引・ 割増相当額 により算定しております。基本料金および 力率割引については個別に計算します が、力率割引の考え方は旧一般電気事業 者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15% 割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますで しょうか。</p>	請求時の基本料金の算定方法については、契 約書(案)第14条第1項のとおりです。
42	<p>自動検針装置はついていますか。未設置 の場合供給開始までに日数を要します。 落札後に未設置が発覚した場合開始申込 の希望開始ができない可能性もございま すのでご注意ください。</p>	仕様書のとおりです。
43	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容 および契約書に記載がない事柄について 協議いただくことは可能でしょうか。契約書 の内容を変更することが難しい場合、協議 内容について別途覚書を締結することは 可能でしょうか。</p>	<p>契約書(案)第14条第2項のとおり協議することは可能ですが、原則、契約書(案)の条文の追 加、変更はできません。 また、協議内容による覚書については、締結す ることは可能です。</p>
44	<p>入札書と内訳書につきまして、割印、ホッ チキス留めなど、指定はありますか。 郵送提出の際、入札書のご提出先が同じ 案件は、同じ外封筒に入札書を封入した 中封筒をまとめて郵送してもよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・割印、ホッチキス留め等の指定はありません。 ・入札書の提出が同じ案件については、同じ外 封筒に封入してよろしいです。 ただし、各入札書は個別の封筒に封入するこ と。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他
45	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。
46	<p>各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。</p>
47	<p>各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。</p>
48	<p>入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。</p>
49	<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含む。 ・基本料金および電力量料金は1銭未満の端数があるときは切捨てる。 ・電気料金総価内訳書に示している電力量は年間使用電力量となるので、月額合計は必要ありません。 ・1年間の総額より算出する入札金額(参考総価比較額)については、小数点以下切上げとなります。 <p>内訳書の作成については、電気料金総価内訳書の通り各施設ごとの作成となります。 参考総価比較額については全施設の税込み金額を合計した後、税抜きとすること。</p> <p>よろしいです。</p> <p>電気料金総価内訳書は県のホームページに掲載しています。 電気料金総価内訳書は指定の様式とする。ただし、採用メニューによる区分の変更は可とする。</p> <p>燃料費調整額については、契約書(案)第14条1項のとおりです。</p>

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
50	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整額については、契約書(案)第14条1項のとおり九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件並びに選択供給条件によることとなります。 なお、契約書(案)第14条第2項のとおり、甲乙協議の上これを改定することができます。
51	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費調整額については、契約書(案)第14条1項のとおりです。
52	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定します。 落札者については、公告を行うこととしています。 なお、入札参加者が開札結果を電話・メールで問合せされたものについては、回答を予定しています。
53	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	よろしいです。
54	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがあります。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)第7条のとおり協議とします。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
55	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますかよろしいでしょうか。	一施設毎の請求となります。
56	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	承知します。
57	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたいと考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	二回目入札の辞退届を事前に提出する必要はありません。 なお、落札者がいない場合の処置については、入札説明書17のとおりとなります。
58	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の提出については入札説明書19のとおりです。なお、提出日の延長については、できません。
59	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか問題ございませんでしょうか。	仕様書の燃料費等調整額には、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額を含むこととし、契約書(案)第14条第1項のとおりです。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
60	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	燃料費調整額については、契約書(案)第14条第1項のとおり九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件(2025年4月1日実施)並びに選択供給条件(2025年4月1日実施)によることとなります。
61	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	入札説明書の9(1)より見積金額は電気料金総価内訳書にその積算内訳として、契約電力に係る基本料金、使用電力量に係る使用電力料金及びその他割引料金等の各契約希望単価を乗じて計算した金額を記載すること。
62	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。	入札説明書の9(1)より見積金額は電気料金総価内訳書にその積算内訳として、契約電力に係る基本料金、使用電力量に係る使用電力料金及びその他割引料金等の各契約希望単価を乗じて計算した金額を記載すること。
63	「電気料金総価内訳書」についてその他割引料金等の設定が無い場合は「調整料金」欄は空欄のままでよいですか。斜線を引くなど、詳しい指定はございますか。	斜線を記入して提出してください。
64	弊社では蓄熱割引の適用はございませんが、よろしいですか。	よろしいです。
65	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売り電気事業者(九州電力株式会社様)の入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費調整額については、契約書(案)第14条第1項のとおり九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件(2025年4月1日実施)並びに選択供給条件(2025年4月1日実施)によることとなります。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他
66 【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳簿をWEBページでご確認頂く方法をご了承いただけますでしょうか。	承知します。
67 【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となります、ご了承いただけますでしょうか。 分割請求、または分割支払の場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知します。 なお、鹿児島県庁舎で使用する電気については、2機関からの振込となります。 なお、請求書については、各施設につきに1枚の請求書発行としてください。
68 【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力ととなる場合、協議制となり落札後に明確な根拠をご提出頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に添えない可能性がございます。)	協議制契約の施設において契約電力の変更予定はありません。 なお、契約電力の変更については、契約書(案)第5条第2項のとおり協議させて頂き、必要に応じて根拠を提出します。
69 【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日は契約書(案)第6条のとおり毎月末日の24時(月初日の午前0時)です。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
70 【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うことといった対応を行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	承知します。	
71 【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	月々の支払いは振り込みとなります。	
72 【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知します。	
73 【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	契約書(案)第7条のとおり協議とします。	
74 【割引メニューについて】 弊社では特別な割引メニューがございませんが、ご了承いただけますでしょうか。	承知します。	
75 【入札保証金について】 資料に「入札保証金納付書」がございますが、入札説明書11に、入札保証金「免除する」とあるため、提出は不要で問題ございませんでしょうか。	よろしいです。	

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他
76 【資格に係る詳細事項について】 提出する書類①～④は九州電力株式会社との接続供給兼基本契約書で替えさせていただくことは可能でしょうか。	資格に係る詳細事項の詳細①～④を満たしている書類であれば可とします。
77 【政府の電気料金支援について】※高圧施設についてご回答願います。 電気・ガス価格激変緩和対策措置や燃料費等調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	承知します。 ただし、見積金額の調整料金(各種割引等)には「電気・ガス価格激変緩和対策措置」による値引きは含まないこととします。
78 電気需給仕様書および電気需給契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電気需給契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 電気需給仕様書につきましても、電気需給契約書に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	定めのない事項については、契約書(案)第14条第1項のとおりです。 原則、契約書(案)・仕様書の条文の追加、変更はできません。
79 電気需給契約書第8条3項につきまして、 弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電気需給契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約書(案)第8条第3項のとおり、請求を受けた日から30日以内の支払いとなります。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
80	電気需給契約書第8条4項につきまして、 遅延利息について弊社の供給条件では 「その算定の対象となる料金から、消費税 等相当額を差し引いた金額に年10パーセ ントの割合を乗じて算定してえた金額」と記 載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電気需給契約書に おいても上記の内容へ記載をご変更いた だけますでしょうか。	遅延利息に関しては政府契約の支払遅延防止 等に関する法律第八条第一項に基づきます。
81	消費税または、一般送配電事業者が託送 料金の改定に伴う値上げ、値下げを行っ た際に、その改定分の契約単価変更を行 いますがよろしいでしょうか。	契約書(案)第7条のとおり、協議とします。
82	電気需給仕様書に記載されている燃料費 等調整単価には、市場価格調整額と離島 ユニバーサル調整額が含まれているとい う認識でよろしいでしょうか。 (弊社落札後、九州エリアを管轄する旧一 般電気事業者と同様に、燃料費調整額と 併せて市場価格調整額と離島ユニバーサ ル調整額をご請求いたします。)	燃料費等調整額については、契約書(案)第14 条1項のとおり九州地区の旧一般電気事業者 が定める標準供給条件並びに選択供給条件に よることとなります。 なお、仕様書に記載のとおり入札価格に、燃料 調整額は含まれないこととしています。
83	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口 座振替(口座引き落とし)となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先 銀行はどちらになりますでしょうか。	月々の支払いは振り込みとなります。 取引先銀行は鹿児島銀行です。
84	今回の入札に関しまして、落札金額の公 表は広報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合は、弊社といたしまし ては「総額以外の詳細単価」につきまして は公表をお控えいただきたく存じます。ご 了承いただけますでしょうか。	落札者については、3月上旬に公告を行うこと としています。 なお、単価については公表していません。
85	計量日につきまして、末日の24時とは「1 日0時」と解釈しても差し支えないでしょ うか。	計量日は契約書(案)第6条のとおり毎月末日 の24時(月初日の午前0時)です。

質問回答書

件名	鹿児島県有施設その1からその5で使用する電気 鹿児島県庁舎で使用する電気 かごしま県民交流センターで使用する電気	
供給場所	鹿児島市鴨池新町10番1号他	
86	電気需給契約書第5条3項につきまして、 契約電力の超過金について、弊社の供給 条件では、「契約超過電力に料金表に定 める基本料金率を乗じてえた金額をその1 月の力率により割引または割増したもの の1.5倍に相当する金額を、契約超過金 として申し受けます。」と記載されています。 弊社落札の際、電気需給契約書において も上記の内容を記載いただけますでしょうか。	超過金については、契約書(案)第14条第1項 のとおりです。 なお、原則、契約書(案)の条文の変更はできま せん。